報告事項　　令和６年度事業計画及び当初予算について

令和６年度事業計画

令和５年４月、こどもまんなか社会をめざして「こども基本法」が施行されると共に、こども政策の中核として「こども家庭庁」が創設された。12 月には「こども大綱」が閣議決定され、各地方公共団体は「こども計画」を策定、実施することが義務づけられ、幅広いこども政策を総合的に推進する体制が整えられた。

他方、人口減少や核家族化、地域のつながりの希薄化など社会の変化に伴い、特に０ー２歳の未就園児の「孤育て」も指摘されている。さらに少子化のスピードが予想以上に速まり、2023 年の国内出生数は 2022 年からさらに減少し、過去最少を更新して 72 万人余りとなった。少子高齢化の進行が加速度的に進む中で、こどもを生み、育てやすい環境づくりが急務となっている。待機児童対策の終焉も近い中、一人ひとりのこどもの育ちに配慮することがより重要になってきており、今まで以上に保育の質を向上させる必要性が増している。

このように保育を取り巻く状況が、これまでになく大きく変化している現在、保育所・認定こども園等は、園を利用しているこどもや保護者はもちろん、妊娠期からの包括的な切れ目ない支援（伴走型支援）をはじめ、園を利用していない地域のこども・子育て家庭への支援を行うことも期待されている。今まで唯一対象になっていなかった６ヶ月ー3 歳未満の未就園児に対して「誰でも通園制度」も新たに始まる。そこでは教育・保育の質をさらに向上させるだけでなく、地域でもっとも身近な子育て支援の拠点として、こどもの育ちを保障し、地域の子育て文化を育み、地域を元気にしていくための積極的な取組みが必要となっている。

さらに保育の現場の過酷さばかりが報道されたこと等も加わったことにより、人材不足が依然続いており、新たに保育の現場に身を投じる保育士等がなかなか増えない現状である。国の制度では保育士等の処遇改善のため、技能・経験に着目したキャリアアップ制度も着実に進展し、定着が進みつつある。あわせて教育・保育に対する社会の意識変化にともない、保育の責務の重大さからか、国も保育者への処遇の改善に様々な形で取り組み始めている。

一般社団法人として新たな一歩を踏み出した本連合会は、社会からの信頼と組織としての継続性を担保するため、さらなる組織強化を図っていきたい。

その上で、子育て家庭がおかれている現状、国の施策とその背景や保育現場における課題など保育を取り巻く様々な状況を踏まえ、地域の行政や関係諸団体等と連携・協力を図り、保育の質や信頼をより一層高めるとともに、安全・安心な保育環境を整えていくため、次の事項を重点指針とし、次表の具体的計画に沿って研修並びに諸事業を推進していく。

1　関係機関・団体との連携と協働

(1) 県及び市町との連携強化を図り、また、これら行政機関の指導を得て、保育行政の動向を踏まえた事業運営に努める。

(2) 県社協、県経営協などの団体と密接な連携を図る。

(3) 県保育士会との協働により、職員の資質向上を図る。

(4) 上部保育団体との効果的な連携を図る。

(5)　保育士養成校と連携を図り、新人保育士の育成を図る。

2　組織運営の強化

(1) 理事会・正副会長会等による組織及び事業運営の適正化に努める。

(2) 支部活動の育成と支援に努める。

(3) 研修受講管理システム及びホームページ、チェックインシステム等を活用した情報の迅速化・共有化を進める。

(4) 保育士等の人材確保を支援するため、保育士養成校や県及び政令市の保育士・保育所支援センターとの連携を図る。

(5) 一般社団法人として組織の強化と対外的な信頼性を高める。

3　研修の充実・強化（令和６年度事業計画表参照）

(1) 地域の保育ニーズに対応する保育所・認定こども園等の運営のあり方や施設長の資質向上について研鑽を深める。

(2) 職員の資質、相談業務、保育内容の向上等について研鑽を深め、保育士等のキャリアアップ研修を県保育士会と連携して実施する。

(3) 全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟の研修会への積極的な参加を図る。

4　地域福祉活動の積極的な展開

(1) 保育所・認定こども園等の地域子育て支援活動の育成に努める。

(2) 子育てを社会全体で支えていくことの重要性を踏まえ、地域子育て支援啓発活動事業による啓発活動を始め、児童虐待防止活動、ふじさんっこ応援隊活動等を関係機関と連携して推進する。

(3) 地域の協力・連携を得ながら、地震災害、交通安全や防犯等の危機管理対策を推進する。

5　部会活動及び委員会活動の推進

(1) 行政部会及び民間部会による組織・事業の活動に努める。

(2) 保育研究大会運営委員会による大会運営の企画・立案及び研究活動の検討を進める。

(3) 研修委員会による各種研修の企画・立案及び研究を進める。

(4) 広報委員会による広報・啓発活動の強化推進に努める。

(5) 予算対策委員会による予算対策活動及び保育所･認定こども園の運営実態の調査･把握やその対応に努める。
(6) 海外交流委員会による研修活動を進める。
(7) 少子化等問題検討委員会による地域子育て支援啓蒙活動を進める。
(8) 青年部会による次世代の人材育成を進める。
(9) キャリアアップ委員会により、県保育士会と連携して保育士等のキャリアアップ研修を実施する。
(10) 保育のしおり編集特別委員会を設置し「保育のしおり」を改訂する。
(11) 保育実習受け入れマニュアル作成特別委員会を設置し、県内各園の実習生の受け入れをスムーズにし、保育士の養成を現場から補佐する。

6　予算対策活動

(1) 理事会、正副会長会、民間部会等と協調して予算対策委員の国・県活動を強化する。
(2) 予算対策委員会による調査活動を進める。
(3) 静岡県保育推進連盟及びこども・保育政治連盟との連携を強化する。
(4) 市町に対する各支部における予算対策活動の支援に努める。